

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年 5月30日現在

機関番号：13201

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2008～2011

課題番号：20520639

研究課題名（和文） 中世イタリア地方領域国家の法的多元性と運用実態

研究課題名（英文） Legal Pluralism and Administrative Actual Circumstances in a Regional State in the Medieval Italy

研究代表者

徳橋 曜 (TOKUHASHI YO)

富山大学・人間発達科学部・教授

研究者番号：30242473

研究成果の概要（和文）：本研究では14世紀末から15世紀のフィレンツェ共和国の支配領域の法的多元性に目を向けて、その多元性を容認する法的・行政的システムと支配の実態とを分析した。その結果として、フィレンツェが従属都市に法的自律性を認めつつ、領域支配の実質的集権化を試みる一方、従属都市がフィレンツェのエリート層とのパトロネジを活用して、自分達の権利や利益を守ろうとしていたことを明らかにした。

研究成果の概要（英文）：I have inspected the legal and administrative system and its actual circumstances of the Republic of Florence, which granted legal pluralism in her territory. In this research it was revealed that Florence tried to centralize practically her territorial rule, giving legal autonomy to subject cities, while these local cities aimed to protect their own rights and interests with the patronage of Florentine elite.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2009年度	700,000	210,000	910,000
2010年度	700,000	210,000	910,000
2011年度	700,000	210,000	910,000
年度			
総計	3,300,000	990,000	4,290,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・西洋史

キーワード：イタリア 中世 フィレンツェ 領域支配 都市法 人的ネットワーク

1. 研究開始当初の背景

応募者は2007年度まで科学研究費補助金（基盤C）を受け、フィレンツェ共和国の領域行政に関して、従属都市に派遣された領域行政官と従属都市社会の人的ネットワークとの関係、さらに従属都市の人的ネットワークと支配都市たるフィレンツェの人的ネットワークとの結びつきの在り方に着目しながら、その実態を調査してきた。また2006年度まで科学研究費補助金（基盤B）「中世・近世イタリアにおける地方文化の発展とそ

の環境」（研究代表者 山辺規子）に研究分担者として参加し、フィレンツェ共和国の領域行政とトスカーナ地方というまとまりのあり方を探った。これらの研究から、近世的な意味での領域国家とはおよそ異なるものでありながら、様々なチャンネルを通じて従属都市を制御しようとする支配都市フィレンツェの姿勢が明らかになった。ここから、フィレンツェ共和国の領域的なまとまりの中での法的多元性に着目し、その中世的理念と、これを事実上無効にしていく運用上のシ

システムとの共存の実態を調査・検証しようとしたのが当初の動機である。

2. 研究の目的

本研究の目的は、フィレンツェ共和国の領域支配を条例制定の理念と運用という点から明らかにすることにあり、フィレンツェの支配理念をその都市条例の内容や文言から経時的に検討すると同時に、その下に置かれた従属都市の社会や都市機構が、どのように展開したかを実証的に追究することを目指した。特に、従属都市の位置づけを領域国家支配の展開という観点で検証することで、「領域国家」としてのフィレンツェ共和国、そしてその延長にあるトスカーナ大公国の支配の特徴をも射程に入れた。

3. 研究の方法

本研究では14世紀末から15世紀のフィレンツェの支配システムの理念と実態を、フィレンツェの都市条例、領域行政関係の文書の変遷から追究すると共に、従属都市の側での対応を探るために、従属都市であったピサとアレツォの行政文書を調査した。フィレンツェではフィレンツェ国立文書館に所蔵された14～15世紀の都市法史料および領域共同体条例改定記録、議事録といった法令発効に関わる史料を主に検討対象とし、ピサではピサ国立文書館所蔵の都市法とその改定記録を調査した。また、アレツォについては、アレツォ国立文書館での調査は、主に15世紀前半の評議会議事録を対象とした。そして、これらの分析から、フィレンツェ側の領域支配意識、およびその従属都市、特にアレツォとの関係を考察し、さらにフィレンツェ支配下に入った14世紀末以降のアレツォの社会のあり方を検討した。

イタリアでの史料調査については、途中で史料調査の方向を検討し、必要に応じて変更していくために、調査を1年に数回実施し、それぞれの調査期間は2週間程度の短期間として、調査結果をその年度内の研究計画にフィードバックできるように図った。

4. 研究成果

(1) 法的多元性と領域支配意識

15世紀のフィレンツェ共和国は、トスカーナの北半分を支配する地方領域国家となっており、都市フィレンツェが領域内の多くの共同体・都市の上に位置していた。従属共同体の市民は、フィレンツェ国家という制度に関与することは許されなかったが、フィレンツェの支配下にあっても基本的に従前の自治を認められており、独自の条例を持つこともできた。当時の法学的理解によれば、フィレンツェと従属共同体とは双務的な「同盟」関係にあった。従属共同体は条約によってフィレンツェの支配を受け入れたのであり、フィレンツェはこの同盟関係を尊重する義務

を有するというのである。従属共同体が独自の条例によって規定される地域自治のうちにとどまる限り、フィレンツェは、それらの共同体の生活が独自の法規の下で営まれることを認めざるを得なかった。

こうした法的多元性が存在する一方で、フィレンツェが包括的な領域支配の意図も持っていたことは、従来、研究者によって指摘されてきた。従属共同体は条例制定権を有したものの、遅くとも14世紀末までには、制定・改定した条例をフィレンツェに提出して当局の認証を得ることを義務づけられている。フィレンツェ政府は領域の法的多元性を容認しつつ、その統制手段を確保したのである。さらに15世紀に入ると、財政的側面での領域再編が進められ、1419年には領域全域で従属共同体の課税権が否定された。このフィレンツェ共和国のような15世紀イタリアの「地方領域国家」(stato regionale/regional state)の領域支配が、近代領域国家のそれと異なることは、改めて指摘するまでもない。とはいえ、フィレンツェは領域全体の軍事権と徴税権を掌握すると共に行政・司法管轄を再編し、領域各地のポデスタ、カピターノ、ヴィカリオという上級行政・司法職(任期は半年)にはフィレンツェ市民が就いた。ポデスタとカピターノについては、形式的には在地共同体が当該者を招聘する形を取ったが、実際には彼らはフィレンツェにおける公職抽籤によって選出され、派遣されたのである。

フィレンツェによる領域の法的多元性のコントロールに関して、本研究では、アレツォやピサの都市法の改定記録から、それぞれの都市法にフィレンツェの意思が明確に作用していたことが検証できた。たとえば、15世紀のピサで作成された条例改定(reformatio)の記録からは、フィレンツェの主導下で法的にも新しい体制を構築していったことが判る。この史料は、ピサにフィレンツェに征服された1409年からさほど間もない1413年の記録に始まり、1455年までの改定に関して随時作成された記録を後からまとめたものである(作成時期によって大きさも書き手も異なり、1冊にまとめられているが、もともとは単一の帳簿ではない)が、いずれも公証人書体の清書で、羊皮紙が使われていることから、単なる写しや控え、一時的な行政文書ではなく、保存が意識された文書であることが推測できる。巻末には「編集されたフィレンツェの法律の写し」(*Copia legis Florentie edite*)として2頁(79v-80r)にわたり、1455年のフィレンツェの評議員決議(provvisione)の写しが添付されている。ここにもフィレンツェで定められた法を一種の上位法として参照する姿勢が窺えよう。なかんずく興味深いのは、

1413年の記録の冒頭に含まれる、「その至上権と支配権の下で (sub cuius imperio atque dominio) くだんのピサの都市とコムーネが幸せに支配され、安寧のうちに統治されているフィレンツェの都市のゲルフ会によって」という文言である。「至上権 (インペリウム)」は元来、帝権に由来する支配権を指すものであり、強い支配意識を反映している。フィレンツェの領域支配の一端を垣間見せるものである。同様にアレツォについても、1409年のフィレンツェ都市条例案第4章 22条(「アレツォの都市は永久にフィレンツェのコンタードに属すこと」)から、支配都市フィレンツェの意識を示す文言が確認できる。ここでは、アレツォがフィレンツェの「至上権、司法権、支配権、権力、支配の下に置かれ、これに服属し、命令に従う」(sub imperio jurisdictione dominio potestate signoria obedientia et dispositione)ものとされている。この条項のタイトルにおいて、本来の定義からすればディストレットと呼ばれる獲得領域に属するアレツォが、フィレンツェ本来の領土と認識されるコンタード(1419年以前からフィレンツェが課税権を有していた)に属する、とされていること自体、同市に対するフィレンツェの優越を強く示すものである。1409年に同市で反フィレンツェの陰謀が発覚したことも、ここに影響しているのかもしれない。

この条項を含む第4章は、フィレンツェ領域の諸共同体の行政・司法に関わる職務内容や権限・管轄を全99条にわたって規定したものである。領域行政組織・制度の整備は、この条例案において初めて体系化が試みられた。たとえば1355年のカピターノ・デル・ポーポロ条例にも、レーガ(同盟)と呼ばれるコンタードの領域行政組織の構成に関する詳細なリストはあるが、領域行政そのものに関わる規定は存在しない。この点からも、15世紀フィレンツェの領域支配意識が窺えよう。フィレンツェの評議会が議論し、決議した法令の記録にも領域支配の進展は見出せる。たとえば、1447年2月のポーポロ評議会およびコムーネ評議会の決議では、領域全体を包括して、ポデスタ(領域行政官)の司法権限が規定されている。15世紀半ばには、こうした議事の内容として領域行政官の権限、領域の諸共同体からの請願や申請への対処(特に税負担に関して)が非常に多くなるのである。

(2) 領域支配の実態

このように法的多元性とある種の集権指向とが併存するフィレンツェの領域統治においては、私的な人間関係が作り上げた中央と在地の間の非公式ネットワークが重要な役割を果たした。フィレンツェの政府やエリート層は様々な利害に従って、従属共同体の

司法・行政に介入した。こうした介入に対してときに従属都市・共同体は既存の条例を根拠に抵抗したが、フィレンツェの干渉を全面的に退けることは困難であった。それどころか従属共同体は、むしろフィレンツェの有力市民に直接的な接触を図り、そこで築いた人脈を活用して、税負担の軽減や公的事業の財源確保等、自分達の管轄から外れた事柄について有利な条件を引き出そうとしたのである。フィレンツェ政府としても、それぞれ独自の権利を有する領域共同体に画一的に対処することは困難であったから、こうした人脈は無益ではなかった。正規の行政・司法制度とは別に機能する人脈を通して、フィレンツェは必要な限りの譲歩を示しながら、在地の不満に対応したのである。

従属共同体の側がパトロンを選択していたことは、領域共同体とフィレンツェ支配層との書簡のやり取りから推測できる。従属共同体の政府はしばしば政策としてフィレンツェの有力市民に書簡を送ったため、それに関する決議が評議会議事録に残されている。一方、15世紀にメディチ家の当主とその周辺が受け取った大量の書簡(フィレンツェ国立文書館に *Mediceo avanti il Principato* のシリーズとして所蔵されている)や、ロレンツォ・デ・メディチの書簡発信簿から、領域共同体とメディチ家とのつながりを抽出することもできる。こうした書簡のやり取りが示唆するのは、領域支配におけるメディチ家の覇権が確立する一方、領域共同体側がこれを容認し、かつ利用しようとしたことである。メディチ派がフィレンツェで政治的に困難な状況にあった1454~58年、1465~66年、1470年にはメディチ家宛の書簡数が減っている。従属共同体がフィレンツェにおける政治動向に留意しつつ、パトロンの利用価値を見極め、常に自分達の立場を不利にしないように努めていたことが判る。

フィレンツェ人のパトロンの有用性は、従属共同体とフィレンツェ政府との仲介役たることにとどまるものではなく、従属共同体の住民は個別に金銭的支援や減税措置、在地社会での公職就任の後援など、様々な恩恵を受けていた。こうして多様な形で、フィレンツェ支配層と在地社会を結びつける人的ネットワークが、領域各地に広がることとなった。15世紀前半のアレツォの評議会決議録には、何らかの利害関係や影響力を持っていたと思われるフィレンツェのエリートの名前がしばしば現れる。「私こと下記の公証人にして書記官により、アントニオ・ナルディに託されるべく書簡が書かれ……その書簡はヴァルダルノ・スペリオーレのヴィカリオに、即ち剛き騎士であった故マーズ・デリ・アルビッツィ殿の子息にして尊敬すべき騎士リナルド殿に宛てられる」。「まず我々と書

記官によって何通かの書簡が書かれ……うち1通はフィレンツェの我らがプリオーレ〔執政委員〕閣下方に宛てられる……別の書簡は、前述の我らが共同体のことを託すために、現職の正義の旗手ザノービ・アルノルフィに宛てられる。別の書簡は同様の依頼のために、現在、前述の閣下方の公証人のうちの一人であるティノーロ・デイ・グワスコニに宛てられる。別の書簡はジョヴァンニ・デイ・ビッチ・デ・メディチに宛てられる。別の書簡は、アレツォのコムネの同様の依頼のためにジョヴァンニ・カルドゥッチに宛てられるが、この依頼は同コムネの大使達を通して披瀝され、述べられているはずのものである。別の3通の書簡は、現在、コッレージョ〔補佐評議会〕のメンバーのうちに入っている3人のフィレンツェ市民に宛てられる。このような請願の宛先として、当時のフィレンツェで対立していたアルビッツィ派とメディチ派の双方の名前が現れることは、興味深い。たとえば、アレツォのプリオーレ職の俸給に関する支援を頼む書簡の送付先については、「それらの書簡のうち1通はパツラ・デリ・ストロツィ殿〔アルビッツィ派〕に、他の1通はアレツォの前ポデスタたるマッテオ・デイ・ソロスメイ殿〔アルビッツィ派〕に、3通目はコジモ・デイ・ジョヴァンニ・デ・メディチ〔メディチ派〕に、そして4通目はジョヴァンニ殿の息子で前述のコジモの兄弟のロレンツォ〔メディチ派〕に宛てられる」とされている。アレツォは両派に目配りしながら、要請先を選んでいたらしい。

以上のように、フィレンツェ共和国の領域支配について、領域の各共同体の法的自律性が認められつつ、パトロネジによる柔軟性に富んだ統治システムを通して、それはパトロンとクライアントが相互の利益を了解した上に成り立っており、領域全体の政治的コントロールをより確実にすると共に、条例で守られた在地の自治を内側から崩していく有効な手立てだったのである。このように、中世末期のフィレンツェ国家の領域統治の性格を多面的に捉えたことで、イタリアの地方領域国家を考えていく上での見方を提示した。さらに本研究の成果は、他の地域・時代を考える参照軸にもなり得る。実際、2011年には、宋代中国の地域社会を考察する比較研究として報告をし、その成果は現在印刷中である。

本研究ではフィレンツェをブンセキ主体としたが、今後は従属都市に関する史料調査・分析をより深化させ、特にアレツォを主たる対象としながら、トスカーナの在地都市社会がフィレンツェ支配下でどのように変容していったかという点を、16世紀までを射程に入れながら考察していきたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

徳橋 曜、「15世紀フィレンツェ共和国の領域支配意識—1409年の都市条例案から—」、富山大学人間発達科学部紀要、第5巻第2号、2010、123-138頁。

<http://hdl.handle.net/10110/3645>

〔学会発表〕(計3件)

徳橋 曜、A Regional State and Cities in the Medieval Italy: Domination and the elite of the Republic of Florence (中世イタリアにおける地方領域国家と都市—フィレンツェ共和国の支配のあり方とエリート層—)、第56回国際東方学者会議、2011年5月20日、日本教育会館

徳橋 曜、15世紀のフィレンツェ共和国の領域支配と従属都市、イタリア近現代史研究会、2011年11月12日、早稲田大学

徳橋 曜、フィレンツェとヴェネツィアの司法環境、イタリア中近世史研究会、2009年8月10日、富山大学

〔図書〕(計2件)

伊原弘(編著)・H. ズンドファー・陳松・市来津由彦・小島毅・P. ボル・徳橋曜(他5名共著)、岩田書院、『中国宋代における地域像』、「中世末期イタリアの地方領域国家の統治構造と地域エリート—比較史の観点から地域エリートのあり方を考える」、2012(予定:原稿提出済み)。

齊藤寛海・山辺規子・藤内哲也編、城戸照子・徳橋 曜(他14名共著)、昭和堂、『イタリア中世都市史入門 12世紀から16世紀まで』、2008、30-50頁。

〔産業財産権〕

○出願状況(計0件)

○取得状況(計0件)

〔その他〕

6. 研究組織

(1) 研究代表者

徳橋 曜 (TOKUHASHI YO)

富山大学・人間発達科学部・教授

研究者番号: 30242473

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし